マイナンバーカードと保険証の一体化による 特定医療費(指定難病)の提出書類の変更について

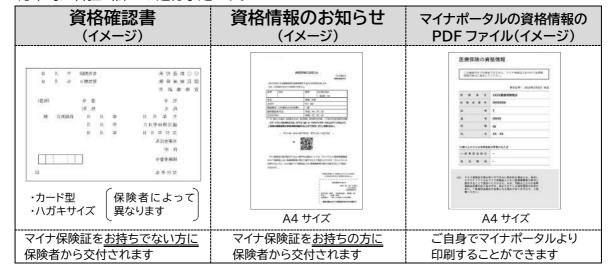
令和 6 年 12 月 2 日に現行の保険証の発行は終了し、保険証として利用登録されたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という)を基本とする仕組みに移行します。

特定医療費(指定難病)に関しては医療保険の加入情報を確認する必要があり、現在は保険証により確認しております。マイナ保険証の場合、券面情報では医療保険の加入情報を即時に確認することが難しいことから、令和 6 年 12 月より特定医療費(指定難病)の新規申請・保険変更の際の提出書類を変更いたします。

●変更となる提出書類 【新規申請・保険変更届提出時】

CONTRACT HIS MANAGEMENT OF				
変更前	変更後			
保険証の	下記の書類のいずれか			
コピー	① 保険証のコピー			
	 ▶申請時点で有効なもの。記載されている有効期限までは提出可能です。 有効期限の記載がなく、資格喪失など記載内容に変更がない場合に限り、 令和7年12月1日まで提出できます。 ▶岡山市国保・後期高齢の有効期限は最長令和7年7月31日です。 			
	②『資格確認書』又は『資格情報のお知らせ』(※)のコピー ・加入する健康保険の保険者から交付されます。			
	③ マイナポータルの資格情報の PDF を印刷したもの			

※『資格確認書』・『資格情報のお知らせ』の交付時期は、加入している保険者により異なりますので 詳しくは各保険者にお問い合わせください。なお、岡山市国保・後期高齢の加入者へは令和7年7 月中旬に各担当課から送付予定です。



【お問い合わせ先】

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健所健康づくり課 特定疾病係 TEL:(086)803-1271(直通)

●新規申請に必要な書類

必要書類

- ① 申請書 【様式第1号 岡山市特定医療費(指定難病)支給認定申請書(新規)】
- ② 臨床調査個人票 (難病指定医が作成したもので記載から6か月以内のもの)
- ③ 申請者等の保険情報が確認できるもの

(加入健康保険により、提出いただく方の範囲が異なります。)

【例】保険証(申請時点で有効なもの)、資格確認書、資格情報のお知らせ、 マイナポータルの資格情報の PDF 等のコピー

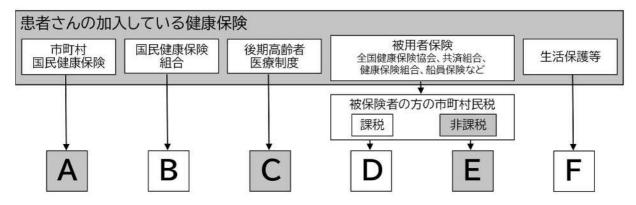
④ 患者さんと同じ健康保険に加入している方全員分※のマイナンバーが分かるもの

「※被用者保険加入者は患者が被保険者であれば患者本人分のみ 患者が被扶養者ならば被保険者分と患者本人分」

【例】マイナンバーカード、個人番号通知カード等(窓口で原本を確認しますのでご持参ください)

●必要確認書類フローチャート

患者さんが加入されている健康保険の種類に応じて、準備する書類が異なります。



	保険証(申請時点で有効なもの)、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報のPDF等のコピー	市町村民税(非)課税証明書(原本)	同意書
Α	同じ市町村国保に加入している方 全員分	_	
В	同じ国保組合に加入している方 全員分	同じ国保組合に加入している方全員分 ※岡山県建設国民健康保険組合の方は証明書は不要 ※全国板金業・全国建設工事業国組の方は中学生以下 の方の証明書は不要。	要
С	<u>同じ住民票世帯</u> で後期高齢者医療に 加入している方 全員分	_	_
D	患者さん本人分 患者さん本人分の提出書類だけでは 「被保険者名」が確認できない場合は 患者さん本人分と被保険者の方分	_	
Ε		被保険者の方分	_
F	不要 (被用者保険に加入している場合は患者さん本人分。 患者さん本人分の提出書類だけでは「被保険者名」が 確認できない場合は、患者さん本人分と被保険者の方分	不要 (被用者保険に加入しており、被保険者が 非課税の場合は被保険者の方分)	_